

医薬発第1227004号
平成14年12月27日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省医薬局長

毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第406号）（別添1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を全国化学工業薬品団体連合会会長、社団法人日本海事検定協会会長、社団法人日本化学工業協会会長、社団法人日本化学工業品輸入協会会長、社団法人日本薬剤師会会長、日本危険物コンテナ協会会長及び日本製薬団体連合会会長あてに発出しているので申し添える。

記

1 毒物及び劇物取締法施行令の一部改正の概要

本政令第40条の2において、無機シアン化合物（液体状のものに限る。）又は^{ぶつ}弗化水素若しくはこれを含有する製剤を運搬する際の容器の基準を示しているところであるが、国際的には、本基準と異なる国際連合の専門機関の1つである国際海事機関(IMO)の定めた国際海上危険物輸送規程(IMDG Code)に適合した容器が広く使用されている。

本政令は、国際輸送における運搬基準との整合性の観点から、本基準に適合する容器と同等以上と認められる国際海上危険物輸送規程に適合している容器であって厚生労働省令で定めるものについて、国内使用を可能とするものである。

2 施行期日

平成15年2月1日から施行することとされたこと。

3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添2に示すとおりであること。

なお、厚生労働省令については、公布され次第おって通知する。